

<b>Title</b>	アメリカ経済の戦後再転換問題とブレトンウッズ協定の成立
<b>Author</b>	神野, 光指郎
<b>Citation</b>	経営研究. 49(1); 83-100
<b>Issue Date</b>	1998-05
<b>ISSN</b>	0451-5986
<b>Textversion</b>	Publisher
<b>Publisher</b>	大阪市立大学経営学会
<b>Description</b>	

Osaka City University

In April 2022, Osaka City University and Osaka Prefecture University merge to Osaka Metropolitan University

# アメリカ経済の戦後再転換問題とブレトンウッズ協定の成立

神 野 光 指 郎

- 1 はじめに
- 2 戦後アメリカの再転換問題と対外政策
  - 2.1 再転換についての問題
  - 2.2 1930年代の反省
- 3 戦後の課題に対するブレトンウッズ協定の位置づけ
  - 3.1 改革主義、拡張主義に対する批判
  - 3.2 協定批准をめぐる国内対立
- 4 おわりに

## 1 はじめに

アメリカが1957年、60年の2度にわたる経済落ち込みと、50年代末からの国際収支悪化に対してとった財政拡張政策は、国内における経済成長率を高めるものの、直接投資を含む資本輸出と輸出競争力低下を加速させ、国際収支はむしろ悪化していった。そのためアメリカは資本輸出規制を強化していったが、産業界からの反発によってそれを放棄しなければならなくなった。それと同時に、戦後における高度成長を支える枠組みのひとつであったブレトンウッズ体制も崩壊することになったのである<sup>1)</sup>。ここで重要なことは、アメリカ産業界が、資本輸出規制によって固定レートを維持するよりは、むしろ市場によって自由に相場が決定されることの方を積極的に支持したことである<sup>2)</sup>。

現在、各国における経済の盛衰は、自由化による市場メカニズムの活用とそれに対応するための産業合理化の進展にかかっているかのような観を呈している。世論も、高度成長期の象徴でもあるケインズ的な経済政策やその基盤となる大きな政府に対して否定的な見解が大勢をなしているように見受けられる。この中でアメリカは、ニューエコノミー論が台頭するほど好調な経済が持続し、規制を撤廃して市場原理を機能させるようにさえすれば、経済的繁栄が待っているのではないかと思わせる一つのモデルになっている。したがって、現在から見ればブレトンウッズ体制の崩壊はまさに時代の要請であったと考えることができるのである。

しかしブレトンウッズ体制は、当時はアメリカ国内での論争を経ながらも、最終的には議会の圧倒的多数によって承認され、成立をみたことも事実である。20年代の繁栄が限界に突き当

たり、30年代を通じてその解決策を模索してきた結果、様々な対立を経ながらも、アメリカは政府が経済のあらゆる分野に深く関わっていくことを社会的に受容してきた。市場メカニズムに対する信頼は大きく動揺しており、ニューディールと戦時経済の中で、様々な行政機構の設立と財政規模の拡大が生じた。そして、ブレトンウッズ体制もこうした流れの中で成立したのである。

それではなぜブレトンウッズ体制は支持を失い、一時その限界をさらけ出した市場メカニズムが今日これほど崇拝されるに至ったのであろうか。この問題に取り組むためには、ブレトンウッズ体制が受け入れられた当時の特殊な状況を把握し、それが戦後の経済成長を遂げる過程でどのように変化するのかを明らかにしなければならない。そこで本稿では、当時のアメリカにおいて、ブレトンウッズ体制がどのような利害から要請され、どのような形で受容されたのかを検討する。ただ本稿では当時のアメリカにおける利害の構図の全容を明らかにするまでには至っていない。代わって、一般的に認められる輸出の拡大という目標に対して、なぜブレトンウッズ体制は限定的な役割しか果たし得ないような形で成立するに至ったのかについて考察するに止まっている。しかしこれによって当時の特殊な状況を把握するための基礎が得られるものと思われる。従来ブレトンウッズ体制の成立史は、もっぱら英米関係に焦点を当てて研究されており、アメリカ国内の問題との関係で考察されているものは驚くほど少ない<sup>3)</sup>。従来の研究成果をアメリカ経済発展の長期的動向と結びつけるためにも、アメリカ国内に焦点を当てる作業が必要であると考ええる。

## 2 戦後アメリカの再転換問題と対外政策

### 2.1 再転換についての問題

1929年以降の大不況に対して、33年に大統領に就任したルーズベルトが、ニューディールと呼ばれる一連の対策を講じてきたことは周知の通りであるが、それらの政策は一貫した方向性を持っていたわけではない<sup>4)</sup>。むしろ場当たり的に、就任当初の100日間で様々な重要立法を成立させた。そして、政策をめぐる国内での様々な利害対立が生じた。特に35年以降、組織労働と一般大衆を取り込んだニューディール連合と、全国製造業者協会（National Association of Manufacturers—略称NAM）に代表される産業界が、社会福祉、労働関係法などの改革政策や、失業救済、公共事業などの財政支出政策をめぐる対立を激化させる<sup>5)</sup>。またニューディール連合の中核的存在であるはずのルーズベルト政権内部においても自由な企業活動の回復能力を信奉し、行政機関の増大や規制の強化、財政支出の拡大に支持する勢力が存在した。さらに、大きく分けた場合でも、社会改革を目指す立場、財政支出拡大を支持する立場は、同一の勢力ではなかった<sup>6)</sup>。これらの対立を受けて、政策運営は微妙な舵取りを強いられた。景気も33年以降から回復基調を示すものの低調で、37年には再び急速に落ち込んだ。結局それまでに展開されたニューディールの諸政策は経済回復を達成することができなかったのである。

しかし第2次世界大戦はこうした状況を一変させた。内外からの軍需関連物資に対する需要増大により国内生産は活況を呈し、企業利潤、農家所得、労働者賃金はこぞって増大した。この国内全般にわたる経済的繁栄に加えて、枢軸国の「全体主義」に対する「民主主義」の戦いというイデオロギー的統一があったために、30年代における各層の深刻な利害対立は緩和された。また、利害対立緩和と戦時の非常事態意識が膨大な財政赤字の計上を可能にしたのと同時に、戦時の経済繁栄によってその景気回復政策としての有効性が実証されたのである<sup>7)</sup>。問題は戦時の特殊な状況の下に生じた経済繁栄を、戦時経済から平時経済への再転換に伴って生じる内外からの軍需削減、軍人の復員の中で、いかに維持するかであった。これが、いわゆる再転換問題である。

再転換問題に関して、戦時中の早い時期から、各方面で対策が練られていた。これらの動きは、戦時の協力体制の中でも、国内での対立が依然として解消されていないことを表していた。そこでは、経済的繁栄、高水準の雇用を維持するといった目的は同じであっても、達成方法こそが問題であり、その方法論的対立はニューディール期のものとはほぼ同じ構図を持っていたのである。

まず、ニューディールの中で計画派に属するグループから、戦後に向けて様々な改革措置が用意されていた。例えば全国資源計画局(National Resources Planning Board—略称NRPB)は、戦後計画に関する報告書を作成し、43年に大統領がそれを議会に提出した。その報告書には包括的社会福祉計画、重要産業における政府と民間の共同出資形態採用、労働者の経営参加、政府による完全雇用保障政策、特許制度への批判、等の内容が含まれていた。しかし共和党と南部民主党の保守派連合を中心に構成されていた当時の議会は、この計画を社会主義に向かうものであるとして批判し、NRPBに対する予算割り当てを拒否した。これによって報告書は、NRPBとともに廃止に追い込まれることになった<sup>8)</sup>。

有効性が実証された財政政策に関しても抵抗は大きかった。戦時の連邦財政赤字は41年の51億ドルから42年には196億ドル、43年には559億ドルへと拡大し、累積赤字額も43年には1366億ドルに達する<sup>9)</sup>。当然このような赤字の拡大を長期間維持することは不可能であり、財政再建が戦後の重要課題になっていた。また、財政赤字によるインフレ加速という問題に加えて、産業界は戦時中の高率税制が戦後にそのまま持ち込まれることを懸念していた。例えば、Inland Steel社長でありNAM副会長兼戦後委員会議長であるW.Sykesは、戦後における地方、州、連邦政府による公共事業が雇用維持に果たす役割を支持しながらも、産業界の懸念として、再転換に必要な資金が超過利潤税によって政府に吸収されていることをあげている。つまり、税負担の観点から、財政支出の拡大自体も抑制されなければならなかったのである<sup>10)</sup>。

このようにニューディール期からの対立が継続する一方、再転換危機を乗り切るための方法で、国内からの非難をほとんど受けなかったものがあつた。それは外国貿易の拡大である。初期ニューディールにおいては、国内経済の荒廃があまりに激しかったため、貿易拡大や通貨安

定には副次的な位置づけしか与えることができなかった<sup>11)</sup>。しかし、政府はそれらの重要性については十分認識しており、34年からは、30年関税法を修正した互惠通商協定法によって輸出拡大を目指すと同時に、為替安定基金を設立して二国間の為替安定協定締結に乗り出していた。また貿易拡大の必要性に対する認識は、自由貿易主義者だけではなく、改革派、財政支出派に属するグループによっても共通して持たれていたものであった<sup>12)</sup>。

産業界も、多くの場合、輸出拡大に積極的であったが、政府とは若干見解の相違があったように思われる。興味深い例をひとつあげると、44年にカーネギー財団基金の協力で国際経済政策委員会(The Committee on International Economic Policy)が発足し、第1回報告書を発表した。その中で委員会は、国際貿易はそれ自体が目的ではなく、安定した雇用と高い生活水準を実現する手段であると述べる一方で、雇用は単なる国内問題ではなく国際的な問題であるため貿易の拡大が不可欠であり、政府が国内での雇用維持のために何らかの措置を実施しても、国際経済にあわせて調整されるのでなければ失敗することになるだろうと主張している。そして、その委員会のメンバーは、委員長がブレトンウッズ協定反対論の先陣を切ったチェースナショナル銀行会長のオールドリッチであり、他のメンバーとして、これもブレトンウッズ反対派であり同時に反ニューディールで先頭に立っていたNAM、アメリカ商業会議所(United States Chamber of Commerce—略称USCC)それぞれの代表と、またニューディールと反ニューディールの双方を内部に取り込んだ経済発展委員会(Committee for Economic Development—略称CED)の代表を含んでいた<sup>13)</sup>。報告書の中で雇用の重要性が強調されており、政府による国内の雇用維持政策に言及していることは注目に値する。なぜなら、貿易拡大が、単に海外市場を必要とする企業の利益追求動機によって支持されたというだけでなく、反ニューディール派の提示する再転換危機を解決するためのビジョンという側面を持っていたと考えることができるからである。

## 2.2 1930年代の反省

世界貿易の縮小が大恐慌の根本的な原因であるということを事実として認めることはできないが、不況を長引かせたひとつの要因であるということはいえるであろう。アメリカは1870年代頃から輸出超過を定着させてくる。財・サービス輸出超過額は、第1次大戦後に若干減少するものの、その後回復しながら30年までほぼ10億ドル強のレベルに達していた。それが大恐慌以降、急激に減少し、36年には8400万ドルにまで落ち込むのである<sup>14)</sup>。また全体としての生産に占める輸出の比率は37年において製造業で4.2%、農業でも8.3%と低い値を示している<sup>15)</sup>。しかし、特定の産業にとってはかなりの重要性を持っていた。38年の数字であるが、航空機部品27%、オフィス用機器22%で、その他製本・印刷機器、農業機械、製薬、産業機械、自動車・トラック、ラジオ、石油精製品で10%を超えていた。また農業でもタバコ、綿で30%、米、小麦などで10%を超えていた。また下院銀行・通貨委員会は輸出依存度の低い部門についても、

その数値は好況と不況の違いを説明するものであるという認識を示している<sup>16)</sup>。したがって、戦後アメリカの経済的繁栄のためには輸出の拡大がいずれにしても必要であった。そして輸出拡大のためには30年代において世界貿易を縮小させた要因を除去しなければならなかったのである。

30年代の世界貿易縮小は、各国の国際収支に対する圧力に起因していた。この圧力の中でブレトンウッズ協定との関連でまず問題にされなければならないのは為替レートである。第1次大戦後、ほとんどの国は金本位制への復帰が唯一の為替安定方法であると考え、世界経済に与える影響を考慮することなく、それぞれ独自の方法で平価を設定した。例えばイギリスは25年に旧平価(1ポンド=約4.87ドルのレート)で金本位制に復帰したのであるが、戦時のインフレ等を考慮すると、その平価は過大評価であった。一方フランスは、18年の1フラン=18.37セントから、資本逃避によって通貨下落が継続し、最終的に安定を達成した26年には1フラン=2.47セントになっており過小評価であった。このような計画性のない為替安定化による不均衡なレート設定が、その後各国の国際収支に圧力をかけることになったといわれる<sup>17)</sup>。

為替レート以外に、各国の国際収支に圧力をかけた大きな要因がある。アメリカは巨額の輸出超過を出す一方、資本輸出も活発に行っていた。特に20年代には外債ブームのため、政府貸出と直接投資を除く、外国人による米市場での新規資本調達、20年の5億ドルからピークの27年には11億1400万ドルへと増大している。しかし、これが大恐慌を受けて急速に減少し、37年には1300万ドルにまで落ち込むのである<sup>18)</sup>。この輸出超過の下における急激な資本輸出停止は、各国に深刻な外貨不足をもたらした。

こうした国際収支への圧力に対して、各国は独自の見地から対応してきた。しかしその対応は、手段に若干の違いはあっても、孤立主義あるいはブロック経済化という排他的な方向に向かう点で一致していた。

そのひとつは差別関税である。アメリカも22年、30年と高率関税を設定してき、34年に30年関税法を一部修正し、輸出拡大に乗り出したことは上述の通りである。しかし一方で、世界貿易の中心国であったイギリスが、増大する国際収支への圧力から、32年のオタワ協定によって強力な差別関税を採用した。イギリスの帝国諸国との特惠関税はオタワ協定以前から存在していたが、それまでのものはほとんど帝国諸国による本国に対する自主的関税引き下げであった。しかし、その協定は域内での関税相互引き下げと、域外に対する高率保護関税設定という形をとった。オタワ協定は、アメリカの輸出を関税相互引き下げという方法によって効果的に拡大させていく上で、非常に大きな障害だったのである<sup>19)</sup>。

国際収支圧力に対するもうひとつの手段が、為替管理と双務支払協定である。これらの措置はドイツにおいて典型的にみられる。ドイツは31年に外貨集中制を確立し、外国為替の取得を許可制とすることで、急激な資本流出を抑制した。32年には上記のオタワ協定によってバルカン半島の輸出シェアを奪われると、輸出優遇措置、民間ベースのバーター取引、双務清算協定

に乗り出した。その後33年にヒットラー政権が登場すると、ドイツは外債の利払いを一方向的に停止し、輸出入の管理を強化するとともに、34年には外国人特別勘定を導入し、清算協定を締結していない主としてラテンアメリカ諸国から、一次産品を相手国に有利な価格で買い付け、マルク建てで支払い、そのマルク残高をドイツからの輸入決済に当てさせた。このようにドイツがラテンアメリカと差別的な取引に乗り出したことは、アメリカにとって大きな脅威となった<sup>20)</sup>。綿輸出業者から国務省に入ったクレイトンは、この協定によってアメリカのドイツに対する綿輸出のシェアがブラジルに奪われた事実を指摘し、価格や品質に関係なく取引が行われることを問題として取り上げている<sup>21)</sup>。

以上のように、30年代における国際経済は各国政府による貿易と為替の管理・統制で特徴づけられていた。しかもそうした特徴は当然のことながら、戦時の統制経済下でさらに顕著となる。イギリスとの関係においても、アメリカは相互援助協定等によってスターリング圏解体に努力しながらも、軍需物資の供給は連合国の合同理事会方式による配分統制の下におかれた。アメリカ産業界の一部は、こうした政府間の輸出コントロールによって、自分たちの輸出シェアが奪われたことに対する苦情を政府に申し立てていた<sup>22)</sup>。ドイツに至っては敵国であり、「全体主義」の象徴であり、アメリカ産業界にとっては政府による経済統制を批判するための格好のモデルになっていた<sup>23)</sup>。問題は、戦後に予想される荒廃によって、各国が上記のような差別措置を継続する可能性が高いということであった。輸出拡大を目指すグループは、各国の動きに対抗してアメリカもブロック化への道を進んだ場合、貿易が政府による補助と統制の下におかれると主張することで、アメリカが貿易拡大の枠組み創りに乗り出すことへの賛同を呼びかけたのである<sup>24)</sup>。したがって戦後に貿易を拡大させることは、政府管理に対抗して自由企業体制を世界的に確立するという意味あいを含んでいた<sup>25)</sup>。そしてそのためには、適正な為替レートの設定と資金供給によって、各国に貿易と為替の自由化を実行させなければならなかったのである。

### 3 戦後の課題に対するブレトンウッズ協定の位置づけ

#### 3.1 改革主義、拡張主義に対する批判

39年に中立法を解除して参戦への基盤を築き出して以降、アメリカと他の連合国との協力関係が緊密なものになっていった。この特殊な状況の下での協力関係は、戦後の枠組について交渉を行う上での基盤にもなったのである。アメリカにとって戦後の枠組みとは、上述のように、適正な為替レートの設定と必要な資金の供給によって、アメリカに対する差別を撤廃し、アメリカの輸出を拡大するものでなければならなかった。これはアメリカ産業界にとって世界的な自由企業体制の確立という意味を持っていたが、差別撤廃の目的を達成するためには、他国の協力をとりつけるためにも、ニューディール的な改革主義、拡張主義が必要であった。

アメリカの戦後構想において、通貨に関する取り決めのための準備は財務省が担当すること

になる。1941年12月にモルゲンソー長官が当時補佐役(後の次官補)のホワイトに戦中、戦後における通貨協定と戦後の国際通貨供給のため計画作成を依頼し、それに応じて、ホワイトはその月のうちに覚え書きを作成した。その中では、同盟国における為替安定と金融システム強化、復興・再転換のための長期資金と貿易拡大のための短期資金を供給することを目的とした、「安定基金」と「銀行」の二つの機関設立が提案されていた。その案について財務省と国務省の間で協議した結果、「安定基金」に関する案が1942年1月、リオでの第3回米州諸国外相会議の席で発表されることになった<sup>26)</sup>。その後、ワシントンで改正を施し、最終的に同年4月の日付の草案がモルゲンソーから大統領に送付され、省間委員会で検討されることになった<sup>27)</sup>。

「国際連合安定基金および連合国ならびに準連合国再建銀行試案」と題された4月の草案においても、41年の覚え書きの基本線が引き継がれており、序文の中で、通貨安定操作の専門機関としての「安定基金」と同時に経済復興、戦後再転換、救済、貿易拡大、生産性向上に必要な資金の供給能力を持った「銀行」の設立が提案されていた。それに加えて、国際協力のレベルを押し上げるため、両機関に与えられる資金、権限と加盟国が満たすべき参加条件は、かつての常識を超えたものでなければならぬとしている。この序文に続いて「基金」と「銀行」それぞれの計画内容が記されている。まず「基金」の計画で、各国は参加の条件として、いくつかの例外はあるものの、相場変更の権利放棄、すべての為替管理撤廃、国内経済政策について「基金」の監督に従うことに合意しなければならなかった<sup>28)</sup>。「銀行」案はさらに野心的であった。3月の草案であるが、その目的として、各国の平時経済への転換、貿易金融のための短期資金調達、各国の金融制度強化、金の再配分促進、世界的金融危機の回避、不況の回避、生産性と生活水準の向上を達成することがあげられていた。また資本金規模は100億ドルであり、割当額の半分を加盟国が即座に払い込むことが規定されていた。そしてこの資金に基づいて上記にあげた目的のために独自の融資を展開するのである。さらに、銀行への即時払込額50億ドルは、半分が金によることになっていたが、「銀行」は金の場合は50%、加盟国政府の銀行に対する債務証券の場合は額面で100%の準備を条件として、利子のつかない一覽払い債務証券、すなわち銀行券を発行することができるようになっていた。また債券発行もできるようになっていたので、独自に調達した資金で金を購入すれば、銀行券を保有する政府が兌換請求しない限り、「銀行」の発券能力は無制限とも考えられた<sup>29)</sup>。そして銀行券による貸出が、「銀行」に資本金をはるかに超える貸出能力を与えることはいうまでもない。

こうした計画は、ガードナーが指摘する通り、ニューディール的な思想を強く反映していたように見受けられる<sup>30)</sup>。まず、「基金」と「銀行」が機能的に分離されているとはいえ、中央集権的に各国の経済政策を調整することで各国の競争的な為替切り下げや貿易・為替統制措置を退け、資金の流れを管理しようとしているところは、改革主義を引き継いでいるといえる。そして、「銀行」による景気変動排除のための融資政策などは、財政ではないが、マクロの反循環政策という点で、拡張主義的発想によっていたといえる。

これらの計画は、最終的に参加各国の議会による承認を得なければならなかったが、2.1で述べたように、42年は保守派連合によって議会在構成されるようになった年であり、それは同時に国内においてニューディール的な改革主義、拡張主義に対する反発が強まったことを表していた。こうした雰囲気の中で初期の野心的な構想は、必然的に後退させられることになる。

「基金」案について、ホワイトは42年中に草案の改正を繰り返し、最終的に43年4月、「連合国際安定基金予備草案」として発表された。ただしこのときに初期の構想が縮小されていたのは、議会への配慮のみからではない。基礎的不均衡時の為替レート変更、為替管理の撤廃について可能な限り早くという語句を挿入したこと、国内経済政策の運営について基金の見解に配慮するとしたことなどは議会への配慮というよりも、イギリスへの配慮といえる。この場合、むしろ改革的な内容の後退の方がホワイト案に対する批判を強めた側面もある<sup>31)</sup>。それでは国内における保守的な圧力はどのように現れたのであろうか。

ガードナーによれば、国務省の一部による復興問題を重視すべきという主張にかかわらず、財務省の主導によって審議が「安定基金」案に関する問題へと偏重するようになり、さらに議会からの圧力が加わって、「銀行」案が一時的に棚上げされたということになっている<sup>32)</sup>。もともと「基金」は通貨安定のための専門機関として構想されたものであり、前文の中に雇用、経済成長などの言葉を含みながらも、復興に対処することは想定されていなかった。こうした状況でアメリカは43年9月からイギリスとの本格的な交渉に入るが、復興よりも通貨安定問題について優先的に議論されることになった。交渉の初期の段階でケインズ案はすでに議論から落とされていた。これは、アメリカの省間委員会が議会への配慮として、(1)アメリカへの資金依存を制限する、(2)出資に見合った票決権を確保する、(3)議会になじみがない新たな国際通貨とオーバードラフト方式を避ける、という三つの点でホワイト案を選好したことによるそうである<sup>33)</sup>。しかしキーカレンシーアプローチで有名なウイリアムズは、決済が集中し、むだな通貨による準備を保有しなくてもよいという点で「清算同盟」の方が「基金」よりも国際通貨制度として優れているとしながらも、復興問題がケインズの念頭にあるため資金規模が大きくなりすぎ、それがアメリカにとってケインズ案を受け入れられないものになっている最大の原因だと主張している<sup>34)</sup>。

財務省が資金的な規模の問題、つまり拡張主義への批判に配慮したことは間違いない。しかし輸出拡大という点で利害の一致をみている以上、アメリカの多数派にとって復興資金供給の問題は避けて通ることのできないものであった。事実、ガードナーの指摘に反して、ホワイトは「銀行」案を放棄したわけではなかった。ただ「銀行」案はその内容が野心的であっただけに、後退もまた大きかった。オリバーによると、ホワイトは43年夏頃から再び「銀行」案を考慮し始め、8月2日に最終私案を作成した。その中で貿易のための短期資金供給、一次産品価格の安定、救済は目的から削除されていた。また出資の即時払込は20%になっていた。発券に関する規定は削除されており、これは一方でアメリカによる資金使途の管理を容易にすることに

つながっていた。まず、借り入れ国は20%を最初に受け取り、残りは輸入証明を提示した後に受け取れることになっていた。これは「銀行」の融資がアメリカの輸出に結びつくことを保証した。また8月の段階ではまだ融資に対して当該通貨発券国の承認を得なければならないという規定はなかったが、その後、ホワイト私案として取り扱われていた状態から離れ、9月24日にイギリス側に提示するために専門家委員会で修正を加えたものが、財務省金融調査局の名前で作成された段階で、融資に対する拒否権が挿入されていた。発券規定の削除はもう一方で「銀行」の貸し出し能力低下にもつながっていた。また8月の段階から、民間のローンが「銀行」の金利より1/3以上超過せず、期間が10%以上短くない条件で利用できるなら、「銀行」は融資を行わないことになっていた<sup>35)</sup>。

以上の変更の中で「銀行」が民間投資の保証機関としての性格を強めていることは特に注目に値する。「銀行」の草案は、43年11月に財務省によって公表されることになった。同草案の前文の中でモルゲンソーは、「銀行」の主たる目的は民間の融資を保証することであり、民間独自には対応できない案件についてのみ「銀行」の資金によって融資を行うということを強調していた<sup>36)</sup>。初期の「銀行」草案における改革主義、拡張主義は、30年代に入って不況と同時に資本輸出が停止してしまった経験に基づき、世界経済を拡大均衡的に維持しようとするれば、民間の国際金融活動には何らかの管理が必要であるという認識を草案関係者の中で共有していたことから生じたものであった。国際貿易の拡大は政府による統制を排除することに結びつけられていたが、民間の自由な活動も国際貿易の拡大を保証するものではなかった。そのため改革主義、拡張主義が要請されるのである。しかし国内政策と同様、対外政策についても政府の役割は民間企業活動をコントロールするものではなく、民間の自由な活動に従属するものとして位置づけられることになった。つまり政府の役割を受け入れはするが、主導権はあくまで民間がにぎることになった。これがまさにニューディールの後退だったのである<sup>37)</sup>。

ただし、「銀行」の主たる目的を民間による融資の保証としたことは、43年9月の段階でイギリス側から提案されたことであった。戦後予想される国際収支の悪化から、イギリスは、他国への融資のための資金として「銀行」に出資することを望まず、そのため「銀行」の資本額を50億ドルに引き下げ、「銀行」自らの融資は行わず、国際収支逆調国は金での出資を要請されないという提案を行ったのである<sup>38)</sup>。この提案が「銀行」の保証機関的性格を極限まで進めることになる。最終的にブレトンウッズ会議での最終議定書において、「銀行」が直接融資を行えるのは、出資金の最初に払い込まれた20%に限定された<sup>39)</sup>。しかし「銀行」案を他国の要請によって民間投資の保証機関へと後退させたことは、国内でその案を受け入れやすくするために大きく貢献したのである。

### 3.2 協定批准をめぐる国内対立

上述のように「安定基金」、「銀行」に関する論争はブレトンウッズ会議の始まる前からすで

に行われていたが、44年7月の会議で「連合国通貨金融会議最終議定書」がまとめられ、45年に大統領が協定への批准を求める教書を議会に提出して以降、議論が本格化する。会議を通じて「安定基金」案がIMF協定として、また「銀行」案がIBRD協定として具体化する。そして、IBRD協定が上述のように民間投資保証機関の構想へと転換し、目立った反対もなかったことから、議論はほとんどIMF協定に関して行われることになった。IMFに対する批判は多岐にわたったが、そのうちで主要な代替案を提示する論者は、IMFの過渡期における運用に疑問を抱いていた。

ウィリアムズは、早い時期から過渡期の問題に着目しており、戦後の復興問題と長期的な通貨安定の課題をひとつの計画で取り扱うことに対する批判を投げかけていた。そして、長期的な通貨安定の課題は、ホワイトやケインズの案よりも、主要国間の通貨（ドル＝ポンド）をまず安定させることから始めるという、段階的な方法によってよりよく達成されると主張していた。そしてブレトンウッズ会議が終わると、IBRDによってIMFの望ましい機能を代行させ、欠点を放棄することができるので、IBRDへの参加を早期に取り決め、IMFへの参加を現時点では保留するように提案したのである<sup>40)</sup>。こうした考え方は、金融界を中心に広がりを見せ、2.1で紹介したオールドリッチ等によって取り入れられていた。彼は、ブレトンウッズ会議以前に、ケインズ＝ホワイト両案の基本的な問題は国内の安定と無関係に国際的な安定を計画している点であるとし、まず国内でのインフレ回避、為替管理の必要性低減、金本位制の再建に取り組むというフリーダラー構想を展開していた。そして会議後には協定案を否定し、すでに輸出入銀行があるので新たな国際機関は必要なく、ドル＝ポンド相場を安定させるために十分な額の援助をイギリスに提供し、二国間における貿易障壁撤廃の交渉をその援助と結びつけて行うべきであると主張していた<sup>41)</sup>。これらの二国間関係を重視する考え方は、ブレトンウッズ協定の多角的アプローチとの対比で、キーカレンシーアプローチと総称される。

45年に入ると、アメリカ銀行協会（American Bankers Association—略称ABA）が、ブレトンウッズ協定の修正を求めた報告書を発表する。その報告書はIMFに対する主要な反対論拠を網羅しており、以下のように要約できる。

- (1) 各国はアメリカの戦時支出などによってすでに170億ドルに達する公的金融・ドル保有を行っているので、自助努力によって経済再建を達成できる。
- (2) 20年代の対外投資についての問題点は、審査が甘く、貸しすぎ、急速に貸し出しを停止したことであり、IMFによる不適切な貸し出し政策によって20年代の失敗が繰り返される。
- (3) IBRDにある貸し出しに対する拒否権がIMFにはない。
- (4) 戦後の不安定な状況下では、IMFの資金がむだに使われる。
- (5) IMFとIBRDが分離されているのは非効率的である。

またIMFに対する批判が、行政機関の多さによる非効率、国際問題への資金供給の前に放漫財政によるインフレと高率税制を問題にすべきなどと、国内政策への批判に波及している。

そして、以上の点をふまえて次のような提案を行う。

- (1) ワシントン輸出入銀行の資金を拡充し、IBRD活動前にアメリカにとっての重要国（特にイギリス）に対して融資を行う。
- (2) ジョンソン法を撤廃する。
- (3) IBRD加盟の条件からIMF加盟をはずし、IBRDに通貨安定操作、またそのために必要な情報収集の権限を付与する。
- (4) 中央銀行家をIBRDの運営に参加させる。
- (5) アメリカの利害を統一するために関係省庁、機関で構成する委員会を作成する<sup>42)</sup>。

以上の批判に対して、協定を進めてきた財務省と国務省のメンバーは当然のように反論におよぶ。要約すると次のようになる。

- (1) 各国の保有する準備は、総額こそ多額であるが、それらは不平等に分配されており、最も需要の大きい国において金とドルが不足してる。
- (2) IMFの貸し出しについて、IMFの資金を復興・救済に利用しないという規定があり、上記のドル不足はIBRDによって補償された民間・公的融資によって満たされる<sup>43)</sup>。
- (3) 融資に対する拒否権がIBRDにあってIMFにないことについて、それには、IBRDによる融資はどの通貨にでも自由に交換できるが、IMFによる融資は自国通貨の売りに対してしか用いることができないという、正当な理由がある<sup>44)</sup>。
- (4) IMFとIBRDの分離について、両者をひとつに統合すると効率性を失い、権限が集中しすぎ、判断にミスのでる恐れがある<sup>45)</sup>。また、通貨安定と復興・開発のための融資は機能的にまったく異なるものであり、それぞれ専門的に特化した機関によって扱われなければならない<sup>46)</sup>。

ブレトンウッズ協定推進派の中核である財務省は、経済のブロック化につながるという理由から、強硬な態度でキーカレンシーアプローチを批判していた<sup>47)</sup>。ホワイトによる批判の理由は、アメリカの輸出業者は一般的な為替の安定を重視しているのであって、英米が世界貿易に占める比重を合計しても、37年において25%にしか満たず、またイギリスへポンド安定と為替管理撤廃のために借款を提供しても、それは新たな債務の荷重となるだけで、イギリスの国際収支を改善することにはつながらないということであった<sup>48)</sup>。しかし国内における議論の流れは、協定推進派と反対派が妥協する方向に向かっていた。協定推進派からは、国務次官補の経済問題担当特別補佐であるチャールズ・タフトが、イギリスとの関係が国際金融問題にとって特別な重要性を持つことに異論はないが、多角的アプローチは決してイギリスとの直接的な交渉を妨げるものではなく、むしろそうした関係をより容易にするものであると主張している<sup>49)</sup>。またキーカレンシーアプローチを主導していたウィリアムズも、IMFを受け入れられるかどうかは、その枠組みの外で何をするかにかかっており、協定とキーカレンシーアプローチは代替するものではなく、両方が必要なのであるとの立場にかわっていた<sup>50)</sup>。このような見解につ

いての歩み寄りの裏では、IMFの運営に厳密な解釈を与えようとする動きがあった。CEDは3月にブレトンウッズに関する提案をまとめた報告書を発表し、その中で銀行業界の批判に配慮し、協定は不完全なものであるが、新たに会議を開くことは困難であり、IMFは短期の安定操作、IBRDは長期の安定操作を担当するという線で、ともに受け入れるべきであると主張していた。これに対してオールドリッチは、ボストン連銀総裁でCED調査委員長であるラルフ・フランダースに書簡を送り、IMF資金の運用において期間に関する規定はなく、長期の目的に流用されないという保証はないと反論した<sup>51)</sup>。するとフランダースは、下院聴聞会において、IBRDの機能を経済安定化目的のあらゆる長・短期貸し出しができるように拡張すれば、IMFの運営を通貨安定目的に限定することができ、IMF加入の承認を薦められるようになること証言し、オールドリッチの反論に対する妥協案を提示した<sup>52)</sup>。

こうした歩み寄りの後、基本的には協定をそのまま受け入れ、部分的に金融業界の要請を取り入れる形で、ブレトンウッズ協定への批准に関するアメリカ国内での協定法が成立した。ABAの要請に対応するものをあげると次のようになる。

セクション3：IMFとIBRDの常任理事を兼任させる。

セクション4：国際通貨金融諮問委員会を設置する。

セクション9：ジョンソン法を、協定参加国には適用しない。

セクション12：IBRDによる長期安定貸付が、IBRDによって協定条文にそわないと公式に判断された場合、アメリカ代表委員は協定の改正を提案し、その改正を支持しなければならない。

セクション13：IMFによる短期安定操作を超える活動が、IMFによって正当であると公式に判断された場合、アメリカ代表委員はその活動が不当であることを明文化するための協定改正を提案し、その改正を支持しなければならない<sup>53)</sup>。

以上によって、ホワイトの初期構想における銀行を民間の投資保証機関としてのIBRDに後退させた改革主義、拡張主義批判の枠組みがIMFにまで適用され、初期の銀行から切り落とされた機能がIMFによって代替されることはありえなくなった。結局ブレトンウッズ協定は、アメリカの輸出拡大を強調することによって推進されながら、その目的を達成するためにはきわめて不十分なものになってしまった。それは貿易を拡大するという問題と、どのようなかたちで政府の役割を受け入れるかという問題が密接に絡み合っていたからなのである。

#### 4 おわりに

以上でブレトンウッズ体制がどのような形で受容されたのかを検討してきたが、要点を整理すると次のようになる。アメリカ国内では、戦時に拡張した生産力を維持する方法についての対立の中で、少なくとも貿易を拡大するという点で諸勢力が大同団結的な利害の一致をみた。この貿易拡大という目的のためには、国際的な協力関係が必要であり、各国の政府統制による

経済戦争の展開を回避しなければならなかった。そこで貿易拡大は、政府統制を廃し、自由企業体制を世界的に確立するという意味付けを与えられたのである。ただ戦後こうした関係を築くためには、30年前後のように非計画的な資本移動によって一国の不況が世界的に波及することを回避し、政策協調によって各国経済を拡大均衡的に維持しなければならなかった。これらは民間の自由な活動によって保証されるものではなく、そこにニューディールの改革主義、拡張主義の登場する根拠があった。初期の基金、銀行構想の中では明らかにその両方が前面に押し出されており、国際協力のための要件を満たすように、各国の必要とする資金が安定的かつ大量に供給されるよう計画されていた。しかし自由企業を標榜する勢力は、ニューディールの計画をそのままの形では受け入れることができなかった。また金融業界には、その計画によって自分たちの業務が代替あるいは統制される恐れもあった。これらの反ニューディール派から批判を受けることにより、最終的に成立したブレトンウッズ体制は、アメリカの輸出を拡大するという利害から見て、かなり限定的な役割しか果たし得ないものになったのである。

以上のようなブレトンウッズ成立過程の中に、当時の特徴的な国内諸勢力の対立・協調関係の構図を看取することができる。それは産業界のリベラル派が、一方で組織労働、市民団体等と同じ側に立ち、連邦政府の役割を取り込みながら、他方で保守派からの批判に妥協することで、最終的には産業界の主導権を確認させるといったものである。そしてこの構図が戦後寡占体制の基礎になっていたと思われる。そこで今後の課題として、こうした構図が形成されてきた経済的背景はどのようなものか、またその構図が戦後に経済成長を遂げる過程でどのように変化するかを明らかにしていかなければならない。当然その中でブレトンウッズ体制が実際にどのような役割を果たしていったのかも合わせて考察しなければならない。

最後に、ブレトンウッズ機構の規模を小さくする一方、諸外国のドル不足に対して英米金融協定、マーシャルプラン等の形で双務的なドル供給を行っていくことが、アメリカの戦略だったという主張があることに言及しなければならない<sup>54)</sup>。著者はこうした主張に反論するつもりはないが、少なくとも以下のことは考慮すべきであると考え。まず、すでにブレトンウッズ協定が成立している下では、国内で対外ドル供給を正当化するために、輸出の拡大という以上の意味づけが必要になっていた<sup>55)</sup>。また援助や借款では、諸外国における自律的なドル受給の調整はかならず、欧州諸国間では過渡期条項を利用した域内決済が発達していく。それは欧州復興のための利害調整を行うべくかかげた欧州統合の流れにも一致していた。そして欧州統合の動きが58年のE E Cと域外差別関税を成立させることによって、アメリカ主力産業の急激な対外展開に結びつき、それによってブレトンウッズ成立に関して一致を見ていた主力産業と組織労働間の利害に深刻な対立が引き起こされた。結局こうした双務的なドル供給は初期においてブレトンウッズを補足するものであったが、後にはアメリカの国際収支を圧迫することによってだけでなく、国内の利害関係も変化させることによって体制の崩壊をもたらすことになったのである。ただしブレトンウッズ体制の役割といった場合、こうしたアメリカの双務的ドル供

給をも含めて検討しなければならないことも確かであろう。

- 1) 60年代における財政政策、資本輸出規制の展開などの経緯については、拙稿「米国の60年代における国際収支対策」『大阪市大論集』第85号、1996年12月を参照されたい。
- 2) 例えばTrans Union Corp社長のGorkomは、自分たちは市場によって自由に決定された相場に対応する能力があるとして、政府の規制によって維持された固定レートよりも、フロート制を支持している。Gorkom, J.W. Van, "Why a businessman wants floating rates" *BUSINESS WEEK*, March 24, 1973.
- 3) 国内での議論に焦点を当てたものとして、牧野裕「合衆国における『ブレトン・ウッズ協定』の批准と対外経済政策の課題」『商学論集(福島大学)』第52巻、第1号、1983年7月があり、筆者も参考にするとところが大きかった。しかし氏の最大の関心は、冷戦の起源にあるように思われる。
- 4) 一連の政策を包括的にまとめたものとしては、同志社大学アメリカ経済研究会『ニューディールの経済政策』慶應通信、1965年、がもっとも標準的なものであると思われる。
- 5) 産業復興法下の賃金を上回る価格上昇と景気回復の遅れが、中小企業の生産コストと一般大衆の生計費を引き上げることによって、独占に対する批判を引き起こし、所得分配の平等を求める大衆運動が盛んになった。そのためルーズベルト政権は左旋回を見せるようになった。その後、ワグナー法、社会福祉法、35歳入法などをめぐって、政府と実業界の対立が深まるようになる。詳しくは新川健三郎『ニューディール』近藤出版社、1973年、を参照されたい。また当然ながら、政府と対立していたのは実業界すべてではない。実業界において改革立法、財政支出政策を取り込もうとする動きは、Collins, Robert M., "Positive Business Responses to the New Deal: The Roots of the Committee for Economic Development, 1933-1942", *BUSINESS HISTORY REVIEW*, Autumn, 1978, に示されている。また、産業界内部において、なぜこのような対応の差が生じるのかが重要である。それがアメリカの産業構造変化と経済政策の展開との関係を明らかにする鍵であると思われる。この問題は別の機会に検討することとしたい。
- 6) こうした分類はかなり大雑把なものであるが、ニューディール期の社会的な動きのすべてを本格的に取り上げるのであればこれで十分である。37年の恐慌を受け、38年予算教書を作成する過程で、モルゲンソーを中心とするバランスとマリナー・エクルズを中心とするスペンダーズの対立があった。前者がここでいう自由な企業活動の回復能力を信奉する立場であり、後者が財政支出拡大を支持する立場であることはいうまでもない。しかし財政支出拡大政策は、少なくとも表面上はその対象として特定の階層を念頭におかないという点で、社会福祉や労働立法などの改革政策とは性格が異なる。秋元氏も「ローズベルト政府内でのケインズ主義者あるいはスペンダー・グループの「市民権」獲得は、一方において均衡予算至上主義からの脱却への一歩であると同時に、他方において計画化論や構造重視の議論からの「後退」をも意味したのである」(秋元英一『ニューディールとアメリカ資本主義』東京大学出版会、1989年、359ページ)と指摘しておられる。本稿では、ここでいう計画化論や構造重視の議論を総括して社会改革をめざす立場と総称することとする。
- 7) 「10年半の不況期における財政状況と戦時期における拡張を通じて、迷いながらではあるが、政府財政が、高水準で所得が安定することを維持するための強力な手段であるという認識が強まってきた。」Musgrave, Richard A., "FISACL POLICY, STABILITY, AND FULL EMPLOYMENT", in *PUBLIC FINANCE AND FULL EMPLOYMENT*, BOARD OF GOVERNORS OF THE FEDERAL RESERVE SYSTEM, POSTWAR ECONOMIC STUDIES, No. 3, 1945, p.1
- 8) *NAM news*, March 13, 1943.
- 9) *ANNUAL REPORT OF THE SECRETARY OF THE TREASURY ON THE STATE*

OF THE FINANCES, FOR THE FISCAL YEAR ENDED JUNE 30 1945, USGPO, 1946, p. 449, p. 532.

- 10) *NAM news*, Aug 28, 1943. またNAM代表のCrawfordによる次の発言もある。「政府の巨額な支出によって自由企業制度が維持されることに期待するのではなく、我々が自由企業を維持するための政府の計画に協力すべきである。それによって政府の不必要な支出を回避することができる。」  
*NAM news*, May 8, 1943.
- 11) ルーズベルトは第1回大統領就任演説の中で「我が国の国際貿易関係も、むしろ非常に重要ではあるが、その時期と必要度において、健全な国内経済の樹立の方が優先するのである」(アメリカ学界訳編『原典アメリカ史』第5巻、1957年、496ページ)と述べている。また33年ロンドンで通貨安定協定の締結のために経済会議が行われていたが、ルーズベルトはそこに向けて、そのような取り決めは各国通貨を一時的に安定させるだけであり、国民の福祉にとっては通貨価値よりも健全な国内経済状況の方がはるかに重要であるという内容のメッセージを送った。Kindleberger, C P., *The World in Depression 1929-1939*, University of California Press, 1973, p. 219.
- 12) ニューディーラーの中で計画派に分類されている農務長官ヘンリー・ウォーレス(後の副大統領)は、アメリカの農業生産力は適正な価格による国内消費が可能な量を超過しているとして、輸出拡大のための政策を支持している。Senate, Hearings before the Committee on Finance, *Extending Reciprocal Foreign Trade Agreement Act*, 75th cong, 1st sess, USGPO, 1937, Pt. 2, p. 162. なお同法の性格については山本和人「1930年代のアメリカ貿易政策(1)、(2)」『商学論叢(福岡大学)』第29巻、第4号、1985年3月、第30巻、第1号、1985年6月を参照されたい。
- 13) *THE COMMERCIAL & FINANCIAL CHRONICLE*, JULY 6, 1944, Vol. 160, p. 67
- 14) NATIONAL ADVISORY COUNCIL ON INTERNATIONAL MONETARY AND FINANCIAL PROBLEMS, *FOREIGN ASSETS AND LIABILITIES OF THE UNITED STATES AND ITS BALANCE OF INTERNATIONAL TRANSACTIONS*, USGPO, 1948, pp. 144-146.
- 15) National Resources Committee, *THE STRUCTURE OF THE AMERICAN ECONOMY*, Washington, D.C., 1939, p. 76.
- 16) House, Committee on Banking and Currency, *PARTICIPATION OF THE UNITED STATES IN THE INTERNATIONAL MONETARY FUND AND THE INTERNATIONAL BANK FOR RECONSTRUCTION AND DEVELOPMENT*, 79th cong, 1st sess, Report No. 629, USGPO, 1945, p. 18. 部門別輸出比率の数字についても同ページを参照されたい。またこの資料は国会図書館所蔵のものを複写させていただいた。
- 17) Metzler, Lloyd A. "EXCHANGE RATES AND THE INTERNATIONAL MONETARY FUND", in *INTERNATIONAL MONETARY POLICIES*, BOARD OF GOVERNORS OF THE FEDERAL RESERVE SYSTEM, POSTWAR ECONOMIC STUDIES No. 7, 1947, pp. 1-5.
- 18) House, Hearings before the Committee on Banking and Currency, *Bretton woods agreements act*, 79th cong, 1st sess, USGPO, 1945, p. 301. 外国人どうしの取引も除く。
- 19) 外交問題評議会の依頼で英米通商関係に関する調査をしていたBidwellは、オタワ協定による最大の被害者はアメリカであると主張していた。Bidwell, Percy W., *OUR TRADE WITH BRITAIN-Bases for a Reciprocal Tariff Agreement*, COUNCIL ON FOREIGN RELATIONS, 1938, p. 66. 若干の数字をあげると、イギリス本国の輸入構成は29年に帝国諸国29.4%、アメリカ16.1%、その他54.5%であったのが、37年には帝国諸国39.4%、アメリカ11.1%、その他49.5%になる。*Ibid*, p. 6.
- 20) House, Committee on Banking and Currency, Report, *op. cit.*, pp. 12-13. またドイツの為替管理について詳しくは島崎久彌「ブレトン・ウッズ体制成立史前史の予備的考察」『経済系(関東学院

大学)】第123集、1980年3月、51~54ページを参照されたい。

- 21) House, Committee on Banking and Currency, Report, *op. cit.*, p. 33.
- 22) *NAM news*, July 8, 1944. しかし一方でこうした戦時協力が戦後の協力関係の基礎になる可能性もあった。全国計画協会は民業圧迫という短期的損失のために、終戦とともに各国がナショナリズムに後退すると指摘している。NATIONAL PLANNING ASSOCIATION, *UNITED STATES' COOPERATION WITH BRITISH NATIONS*, Washington, D.C., 1941, p. 51.
- 23) 島崎氏は、ケインズの清算同盟案にしても、米州銀行構想にしても、ナチスとの対抗から生じたものである。ナチスと連合国の対立がブレトンウッズ体制成立史の縦軸で、英米の角逐はその横軸であると主張しておられる。島崎、前掲論文、45ページ。
- 24) *NAM news*, March 25, 1944.
- 25) 「危機にさらされているのは、国際貿易と投資における自由企業の原則なのである。」  
House, Committee on Banking and Currency, Report, *op. cit.*, p. 17.
- 26) 草案作成以前の38年にホワイトは、ラテンアメリカをドイツ勢力から解放するために資金供給を行う銀行の計画書を書いたといわれている。また、39年から国務省主導の米州銀行設立計画の省間委員会のメンバーにホワイトも加わっていた。オリバーはこの米州銀行構想が、安定基金案と銀行案の原型であると主張している。Oliver, Robert W., *INTERNATIONAL ECONOMIC CO-OPERATION AND THE WORLD BANK*, MACMILLAN, 1975, pp. 92-99. また財務省と国務省の協議の中で、国務次官ウェルスはホワイト案に感銘を受け、その案に基づき、リオ会議で安定基金設立の決議を行うことを提案したが、モルゲンソーは欧州諸国と協議しないうちに決議を行うことに反対し、安定基金設立のための蔵相会議を開くという決議提案を行うにとどまった。Horsefield, J. Keith, *THE INTERNATIONAL MONETARY FUND 1945-1965, VOLUME I: CHRONICLE*, IMF, 1969, pp. 10-13.
- 27) *Ibid.*, p. 25. また省間委員会は下部委員会として専門家委員会(ホワイト議長)を組織したが、そこにはテクニカルアドバイザー以外に、国務次官補、商務次官補、連邦準備制度理事会のメンバー、その他関係する省、政府機関の高官も参加していた。House, Committee on Banking and Currency, Report, *op. cit.*, p. 7.
- 28) Horsefield, *op. cit.*, VOLUME III: DOCUMENTS, pp. 37-82. ただしこれには銀行案が乗せられていない。
- 29) 銀行草案はOliver, *op. cit.*, pp. 297-322に付録として載せられている。
- 30) Gardner, Richard N., *STERLING-DOLLAR DIPLOMACY*, NEW EXPANDED EDITION, McGraw-Hill, 1969, p. 76. また彼は、草案には3種類のもが存在し、後の二つには大きな変化はないが、初めに書かれたものは他の二つにはない改革的な内容を含んでいたと述べている。安定基金について彼は相場変更、為替管理は完全に放棄し、国内政策も基金の指導にしたがうことになっていたと記述している。42年4月の草案によると、相場変更、為替管理は基金の承認があれば可能であり、国内政策については表決権の4/5の反対がなければ変更させられることはない。Horsefield, *op. cit.*, VOLUME III: DOCUMENTS, p. 44. 著者は第1草案を入手しておらず、それぞれの特徴を比較することはできない。しかしこれらの点は、アメリカの輸出拡大の利害にとって、むしろ後退すべきでない点である。またオリバーによれば、3月のものとそれ以前の銀行案の主要な違いは、3月のものでは銀行券は加盟国政府に対して兌換されることになっていたが、それ以前の草案では基金に対してのみ兌換されることになっていたという点である。ただ42年12月に財務省内部で最初の草案が回覧されたとき、発券機能自体が削除された。Oliver, *op. cit.*, p. 139.
- 31) ホワイト案が発表されて以降、アメリカの譲歩に対する批判と改革主義に対する批判が結びつけられているところから、そうした側面を確認することができる。目に付くものをあげておくと、各国が自助努力によって通貨安定を達成すれば特別な国際通貨同盟は必要なく、超国家機関による為替の管理

はナチズムに通じるもので危険である(*NAM news*, April 24, 1943.)、基金と銀行による外国為替の管理は全体主義、官僚主義の温床であり、ケインズ=モルゲンソー計画はアメリカをイギリスに従属させ、イギリスを世界の銀行として維持するためのものである(*THE COMMERCIAL & FINANCIAL CHRONICLE*, April 6, 1944, Vol. 59, p. 9.)等である。ただしこれらは、かなり保守的な一部的見解でしかない。

- 32) Gardner, *op. cit.*, pp. 75-77.
- 33) Horsefield, *op. cit.*, VOLUME I : CHRONICLE, p. 30. またケインズは、ホワイト案によっても清算同盟案の持つ目的が達成できると考えたということである。 *Ibid.*, p. 58.
- 34) Williams, John H., *POSTWAR MONETARY PLANS AND OTHER ESSAYS*, 3rd ed, BORZOI BOOKS, PART I, pp. 64-67.
- 35) Oliver, *op. cit.*, pp. 140-149.
- 36) 草案の内容については *ANNUAL REPORT OF THE SECRETARY OF THE TREASURY, FISCAL YEAR 1944*, pp. 365-372 を参照されたい。
- 37) 銀行案の内容が後退する一方で、モルゲンソーは、基金案についての専門家の共同声明に言及しながら、この計画を広くとらえると、その目的のひとつは、国際資本移動に対する支配を民間の手から取り上げ、政府の管理の下におくことであると述べている。 *THE COMMERCIAL & FINANCIAL CHRONICLE*, April 27, 1944, Vol. 159, p. 1742. ただしこの言葉が、どこまでニューディールの改革思想を表しているのかは著者にはわからない。周知のようにモルゲンソーは、自由な企業活動の回復能力を信奉して、赤字予算に反対していたのである。
- 38) Oliver, *op. cit.*, p. 150. またブレトンウッズ会議において、世銀の融資保証額が、資本金の 150 % から 100% に削減されたが、これはイギリスの他に、ベルギー、オランダにも積極的に支持された。 *NAM news*, July 22, 1944.
- 39) I B R D 協定、第 2 条 5 項。残りの 80% は第 4 条 1 項に基づいて、銀行の借入返済、保証支払に必要なときにしか払込を要請されない。協定の内容については *ANNUAL REPORT OF THE SECRETARY OF THE TREASURY, FISCAL YEAR 1945*, pp. 361-375 を参照されたい。
- 40) Williams, *op. cit.*, PART I, p. 63. なお、彼の指摘する基金の欠点とは次のようなものである。アメリカはドルで輸入支払を行うので、ドルを獲得した国の通貨が基金から引き出されることはない。これによって基金のドルが恒常的に不足することになる。またドルを獲得した国は自国通貨の買い戻しを行わなければならない。しかし、その国が基金から獲得したドルは民間の業者の手に渡っているため、各国はそのドルを再び獲得するために為替制限を恒久化させることになる。 *Ibid.*, PART I, pp. 72-74.
- 41) Johnson, Arthur M., *WINTHROP W. ALDRICH: Lawyer, Bnaker, Diplomat*, HARVARD UNIVERSITY, 1968, pp. 282-285.
- 42) AMERICAN BANKERS ASSOCIATION, *PRACTICAL INTERNATIONAL FINANCIAL ORGANIZATION Through Amendments to Bretton Woods Proposals*, 1945, pp. 10-25. このように A B A はブレトンウッズ会議後、I B R D 強化を打ち出すが、会議前に専門家による案を検討していたときは、I M F より I B R D を強く批判していたようである。 *THE COMMERCIAL & FINANCIAL CHRONICLE*, June 15, 1944, Vol. 159, p. 2499. またジョンソン法(34年)とは、アメリカに対してデフォルトを起こした政府との金融取引を禁止したものである。
- 43) 以上、国務次官補代理のメイソンによる指摘。Mason, Edward S. "Planning for World Monetary Stability : The International Economic Background" *DEPARTMENT OF STATE BULLETIN*, April 8, 1945, p. 618.
- 44) 国務次官補アチソンによる指摘。Acheson, D "Bretton Woods: A Monetary Basis for Trade" *DEPARTMENT OF STATE BULLETIN*, April 22, 1945, p. 741.
- 45) これはホワイトによる42年草案の前文の中で述べられていることである。Horsefield, *op. cit.*,

## VOLUME III: DOCUMENTS, p.39.

- 46) 下院銀行通貨委員会の主張。House, Committee on Banking and Currency, Report, *op. cit.*, p.61.
- 47) Morgenthau, Henry "BRETTON WOODS AND INTERNATIONAL COÖPERATION" *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.23, No.2, January 1945, p.192.
- 48) White, H.D. "THE MONETARY FUND: SOME CRITICISMS EXAMINED" *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.23, No.2, January 1945, pp.206-207.
- 49) Taft, Charles P. "Bretton Woods" *DEPARTMENT OF STATE BULLETIN*, April 1, 1945, p.579.
- 50) Williams, *op. cit.*, PART I, p.101.
- 51) Johnson, *op. cit.*, pp.297-298.
- 52) House, Committee on Banking and Currency, Report, *op. cit.*, p.36.
- 53) 協定法の内容については *ANNUAL REPORT OF THE SECRETARY OF THE TREASURY, FISCAL YEAR 1945*, pp.382-386を参照されたい。
- 54) 本間氏は、ブレトンウッズとキーカレンシーアプローチの併用は、多角主義の枠組みはすべての国を対象にしなければならないのに対して、多角主義の実現は双務主義によらなければならないという、アメリカの中心国としての二律背反的地位に規定されたと主張しておられる。本間雅美『世界銀行の成立とブレトン・ウッズ体制』同文館、1991年、158ページ。
- 55) 油井氏は、豊富な一次資料をもとに、政府が英米金融協定、ギリシャ・トルコ援助法、マーシャルプランをどのように正当化してきたのかを明らかにしておられる。油井大三郎『戦後世界秩序の形成』東京大学出版会、1985年。